

不正品

盗品

取り扱わないよう、ご注意ください。

最近、盗品を買取してしまう事例が増加しております

古物営業法では、**不正品の排除**や**盗品を**
取り扱わないことが義務付けられています。

買取する前には **お品物の入手経路** **売る動機** **来店動機** などを確認し
不正品を排除するための努力をお願いいたします。

盗品を買取してしまった場合、
以下の**リスクが発生**する場合があります。

01

買取品の押収

買取後に盗品だとわかった場合、
(被害者が被害届を出した場合)
査定員の対応に関わらず、
対象の商品は
警察に押収されます。

02

弁償されない

窃盗犯に対して弁償を求めることは
できませんが、現金が不足している
場合、返金は難しくなります。
法的な手続きがあっても実現が
難しい場合がほとんどです。

03

営業停止・書類送検

お客様に対して、お品物の入手経路
など確認を怠った結果、最悪の場合
営業停止や**書類送検**
となるケースもあります。

適切な対応をすることで、**不正品や盗品の買取を未然に防ぐ**ことが大切です。
お客様の身分証のコピー・古物台帳の適切管理と記入・お品物の入手経路等の確認を
しっかりと行うようお願いいたします。

おたからや